

日本税理士会連合会

会長 片岡輝昭殿

1991年7月5日

全国青年税理士連盟

会長 小池幸造

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

電話 03(3354)4162

91年6月12日付朝日新聞（夕刊）論説への抗議に関する要望書

時下、貴会におかれましては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。また日頃からは当連盟の活動に関しご理解を賜りありがとうございます。

さて標題の件ですが、去る6月12日、朝日新聞夕刊一面に“窓”（論説委員室から）として、「税理士の使命」なる論説（以下論説という）が掲載されております。

この論説における「税理士」のとらえ方には、下記において指摘する諸点において誤りがあるため、国民の税理士観を甚だしく歪めかねないものです。

従って、貴会におかれましては朝日新聞社に対して抗議文を提出されるよう強く要望いたします。

言己

1. 論説は“脱税”と“節税”を同一のレベルで論じて双方ともに悪としている。

論説から引用すれば「これらの脱税事件や脱税とまでいかぬ『節税指南』の陰に、れっきとした税理士が控えていることは知る人ぞ知るである。（中略）が、たとえ一部とはいえ、脱税対策や節税指南に憂き身をやつす税理士がいることは、まぎれもない事実である。」と述べている。

“節税”は法律の規定の範囲内に基づく行為であり、社会一般に認められたもので

ある。もちろん憲法30条（納税の義務）、同84条（租税法律主義）を逸脱するものではなく、むしろ憲法29条（財産権の不可侵）によって保障されているものである。従って節税は納税に係る国民の権利の行使であり、“脱税”と“節税”同一に論じることは明らかな誤りである。これはサラリーマンである論説委員の税法に対する誤解に起因するものといえよう。

2. 論説は税理士法第1条（税理士の使命）を引用し、節税こそが「税理士の使命」と錯覚している税理士の存在を批判している。

税理士の使命は、納税者を援助し適切な納税義務の実現を図ること同時に、一方で法の許容する範囲において納税者の権利を最大限に守る（節税をはかる）ことにある。それが結果として税理士法第1条にある「納税義務者の信頼に」こたえることになる。よってこの論説による「税理士の使命」のとらえ方には誤解がある。

3. 論説は通達改正に一喜一憂する税理士では、あまりにも情けないと批判しているがそのとらえ方は通達行政自体の持つ問題を税理士制度に置き換えて論じている。朝日新聞の論説委員とあろうものが、論理のすり替えをしているのである。

もちろん法律による行政の原理、ないしは租税法律主義の原理に違反する通達に対しては税理士が裁判で争うべきことは当然である。

問題の所在は納税者の課税要件に多大な影響を与える「改正」が、法律ではなく一遍の通達の「改正」によって行なわれること自体に租税法律主義違反の問題があることにある。またその「改正」過程は公開されずに、広く意見を聞くこともなく、さらにはほとんど周知期間も設けられずにおこなわれることが、納税者の法的予見性・法的安定性に深刻な影響を与えていることである。

このような現状を顧みない限り、また通達行政の問題自体を論じない限り、問題の解決には全くならならず、税理士を批判するのは正鵠を得ていないというべきである。

以上

朝日新聞社 殿

1991年 7月 8日

全国青年税理士連盟

会長 小池幸造

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

電話 03(3354)4162

6月12日付朝日新聞（夕刊）「窓」への抗議

時下、貴社におかれましては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

当連盟は全国3千余名の若手税理士によって組織されている団体です。

その目的は、真に国民のための租税制度および税理士制度を確立することであり、租税制度に関する研究、提言をおこなうとともに、税理士制度の改善のために活発な活動を行っています。

さて標題の件ですが、去る6月12日、朝日新聞夕刊一面に“窓”（論説委員室から）として、「税理士の使命」なる論説（以下論説という）が掲載されております。

この論説における「税理士」のとらえ方には、下記において指摘する諸点において誤りがあるため、国民の税理士に対する見方を甚だしく歪めかねないものです。

従って、貴社に対して強く抗議をおこなうとともに、当連盟の見解に対する回答を本年7月末日まで寄せられますよう申し入れます。

言己

1. 論説は“脱税”と“節税”を同一のレベルで論じて双方ともに悪としている。

論説から引用すれば「これらの脱税事件や脱税とまでいかぬ『節税指南』の陰に、れっきとした税理士が控えていることは知る人ぞ知るである。（中略）が、たとえ一部とはいえ、脱税対策や節税指南に憂き身をやつす税理士がいることは、まぎれもない事実である。」と述べている。

“節税”は法律の規定の範囲内に基づく行為であり、社会一般に認められたもので

ある。もちろん憲法30条（納税の義務）、同84条（租税法律主義）を逸脱するものではなく、むしろ憲法29条（財産権の不可侵）によって保障されているものである。従って節税は納税に係る国民の権利の行使であり、“脱税”と“節税”を同一に論じることは明らかな誤りである。これはサラリーマンである論説委員の税法に対する誤解、あるいはサラリーマンとしての立場の感情論に起因するものといえよう。

2. 論説は税理士法第1条（税理士の使命）を引用し、節税こそが「税理士の使命」だと錯覚している税理士の存在を批判している。

税理士の使命は、納税者を援助し適切な納税義務の実現を図ると同時に、一方で法の許容する範囲において節税を図ることも含め、納税者の権利を最大限に守ることにある。それが結果として税理士法第1条にある「納税義務者の信頼に」こたえることになる。よってこの論説による「税理士の使命」のとらえ方には誤解がある。

3. 論説は通達改正に一喜一憂する税理士では、あまりにも情けないと批判しているが、そのとらえ方は通達行政自体の持つ問題を税理士制度に置き換えて論じている。朝日新聞の論説委員ともあろうものが、論理のすり替えをしているのである。

もちろん法律による行政の原理、ないしは租税法律主義の原理に違反する通達に対しては税理士が裁判で争うべきことは当然である。

問題の所在は納税者の課税要件に多大な影響を与える「改正」が、法律ではなく一遍の通達の「改正」によって行なわれること自体に租税法律主義違反の問題があることにある。またその「改正」過程は公開されずに、広く意見を聞くこともなく、さらにはほとんど周知期間も設けられずにおこなわれることが、納税者の法的予見性・法的安定性に深刻な影響を与えていることである。

このような現状を顧みない限り、また通達行政の問題自体を論じない限り、問題の解決には全くならならず、税理士を批判するのは正鵠を得ていないというべきである。

以上